

農業環境整備事業の事務の流れ

①事業計画承認申請書(様式1号)の提出(申請書から町)

※町で審査を行い、適正であれば事業承認



②補助金交付申請書(様式2号)様式を送付(町から申請者)



③補助金交付申請書(様式2号)に記入し提出(申請者から町)



④補助金交付決定通知書を送付(町から申請者)



⑤農業環境整備事業の実施(申請者)



⑥事業実績報告書(様式第5号)及び補助金請求書の提出(申請者から町)



⑦現地確認(町)補助金額の確定



⑧補助金の交付(町から申請者)

※原則は「⑦補助金額の確定」後に補助金が交付となりますが、事業の遂行上必要がある場合は、事業実施後の概算払請求(様式第6号)が可能です。

※自力施工については、資材費、重機等機械借上料、燃料代及びオペレーターに要した経費として、領収書で金額を確認いたします。